

令和4年10月27日

神戸市魚崎財産区管理者

神戸市長 久元喜造 様

神戸市監査委員	細川明子
同	藤原武光
同	山本嘉彦
同	よこはた和幸

### 決算審査意見の提出について

地方自治法第233条第2項の規定により、令和3年度魚崎財産区歳入歳出決算及び決算附属書類を審査し、次のとおりその意見を提出します。

令和3年度

魚崎財産区決算審査意見書

神戸市監査委員

## 凡 例

- 1 文中で用いる金額は万円単位で表示し、単位未満は切り捨てた。
- 2 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入している。  
したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
  - 「 0 」 「 0.0 」 ..... 該当数値はあるが、単位未満のもの。  
差引又は率の場合は零を含む。
  - 「 - 」 ..... 該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
  - 「ほぼ皆増」 ..... 増加率が1,000%以上のもの。

# 令和3年度魚崎財産区決算審査意見

## 第1 審査の対象

令和3年度魚崎財産区歳入歳出決算及び決算附属書類

## 第2 審査の方法

歳入歳出決算及び決算附属書類が、法令に基づいて作成されているか、計数は正確であるか、会計処理及び財産の記録管理は適正かについて、東灘区総務部まちづくり課及び区会計管理者が所管する証書類と照合するとともに責任者に対する質問等の方法により審査した。

## 第3 審査の期間

令和4年8月26日～10月27日

## 第4 審査の結果

令和3年度歳入歳出決算及び決算附属書類は法令に従い作成されており、その計数は正確であり、会計処理及び財産の記録管理はおおむね適正に行われているものと認められた。不適切な事案については早急な改善を求める。

なお、当年度の決算状況は、以下に述べるとおりである。

### ○審査意見

- 1 毎年度、予算規模に比べて多額の歳計剰余金が生じ、同額を翌年度へ財源として繰り越しているにもかかわらず、当初予算における収支不足額を補うために計上した基金繰入金を、魚崎町福祉増進事業基金から予算額どおりに取り崩している。

そもそも基金を取り崩すことができる場合は、地方自治法第241条第3項で定める「特定の目的」のためでなければならず、この規定を受けて同基金条例第5条第1号において「魚崎町の福祉増進に必要な経費に充てるとき。」と規定されている。同条第2号における「その他管理者が特に必要と認めるとき。」は例外的な規定であり、これを基に毎年度の予算編成において、収支不足額を行うために基金を取り崩す予算を計上していると考えられるが、予算執行において多額の歳計剰余金を計上する状況で基金を漫然と取り崩す行為は、収支不足額を補うものであるとは言い難く、同基金の設置目的を逸脱していると考えられる。

年度途中の収支状況に鑑みて基金繰入金の額を減額する、又は翌年度予算において歳計剰余金の一部を基金に積み立てる等の方法により基金の管理を適切に行い、会計全体の実質的な収支状況を分かりやすく説明できる予算執行管理を行われたい。

さらに、管理する会館等の長期保全計画を立て、それに要する経費に充てる基金繰入金額の年次計画を立てる等、基金の長期的な使途計画を立てられたい。

- 2 魚崎町福祉増進事業基金への積立金を、「基金造成費」以外の款からも支出している。歳出予算はその目的に従って款項に区分されていることから、「基金造成費」において一括して支出すべきである。予備費を充用してもなお予算が不足する場合は、所要額について年度末までに補正予算を編成されたい。

## 1 概 況

決算収支の状況をみると、第1表のとおりである。

第 1 表 決 算 収 支 の 状 況

(単位 金額：円、比率：%)

区 分	令 和 3 年 度			令 和 2 年 度		
	金 額	対前年度 増 減 額	対前年度 増 減 率	金 額	対前年度 増 減 額	対前年度 増 減 率
歳 入 (A = B + C)	92,500,079	2,707,806	3.0	89,792,273	△ 12,436,434	△ 12.2
当 年 度 歳 入 (B)	75,664,946	4,885,678	6.9	70,779,268	△ 3,275,685	△ 4.4
前 年 度 繰 越 金 (C)	16,835,133	△ 2,177,872	△ 11.5	19,013,005	△ 9,160,749	△ 32.5
歳 出 (D)	75,877,698	2,920,558	4.0	72,957,140	△ 10,258,562	△ 12.3
歳入歳出差引額 (E = A - D)	16,622,381	△ 212,752	△ 1.3	16,835,133	△ 2,177,872	△ 11.5
翌年度へ繰り越すべき財源 (F)	-	-	-	-	-	-
実 質 収 支 (E - F)	16,622,381	△ 212,752	△ 1.3	16,835,133	△ 2,177,872	△ 11.5
単 年 度 収 支 (E - C)	△ 212,752	1,965,120	90.2	△ 2,177,872	6,982,877	76.2

歳入は9,250万円となっており、前年度に比べ270万円（3.0%）増加している。

歳出は7,587万円となっており、前年度に比べ292万円（4.0%）増加している。

この結果、歳入歳出差引残額は1,662万円で、全額翌年度へ繰り越している。

実質収支は前年度より21万円（1.3%）の減となり、1,662万円の黒字となっている。

また、前年度繰越金1,683万円を除いた単年度収支は21万円の赤字となっている。

## 2 歳 入

歳入の状況をみると、第2表のとおりである。

第 2 表 歳 入 の 状 況

(単位 金額：円、比率：%)

区 分	令 和 3 年 度			令 和 2 年 度		
	金 額	対前年度 増 減 額	対前年度 増 減 率	金 額	対前年度 増 減 額	対前年度 増 減 率
貸地料及び一時使用料	38,870,541	△ 150,339	△ 0.4	39,020,880	△ 770,711	△ 1.9
承 諾 料 等	3,171,000	△ 6,984,000	△ 68.8	10,155,000	6,723,000	195.9
会 館 使 用 料	3,561,234	△ 1,507,686	△ 29.7	5,068,920	△ 1,435,330	△ 22.1
補 助 金 受 入	65,000	0	0.0	65,000	0	0.0
預 金 及 び 基 金 利 子	14,658,000	0	0.0	14,658,000	△ 1,180,784	△ 7.5
繰 越 金	16,835,133	△ 2,177,872	△ 11.5	19,013,005	△ 9,160,749	△ 32.5
繰 入 金	15,233,000	13,478,000	768.0	1,755,000	△ 6,663,000	△ 79.2
そ の 他	106,171	49,703	88.0	56,468	51,140	959.8
合 計	92,500,079	2,707,806	3.0	89,792,273	△ 12,436,434	△ 12.2

注記：令和3年度末収入未済額 現年度分 582,690 円、過年度分 767,670 円

以下、主な項目について述べる。

「貸地料及び一時使用料」は財産区有地、共有地に係るもので、3,887万円となっており、前年度とほぼ同額である。

「承諾料等」は土地の賃貸借契約に係る賃貸借期間満了に伴う更新料及び名義書換料等で、317万円となっており、前年度に比べ698万円（68.8%）減少している。これは主として更新料の減による。

「会館使用料」は横屋・魚崎・魚崎西町の各会館及び魚崎わかばサロンの使用料で356万円となっており、前年度に比べ150万円（29.7%）減少している。これは主として会館の使用件数の減による。

「預金及び基金利子」は基金に係る利息で、1,465万円となっており、前年度と同額である。

「繰越金」は前年度の歳入歳出差引残額を繰り越したもので、1,683万円となっており、前年度に比べ217万円（11.5%）減少している。

「繰入金」は基金からの繰入金で1,523万円となっており、前年度に比べ1,347万円（768.0%）増加している。

「その他」は諸収入金の雑入で10万円となっており、前年度に比べ5万円（88.0%）増加している。

### 3 歳 出

歳出の状況をみると、第3表のとおりである。

第 3 表 歳 出 の 状 況

(単位 金額：円、比率：%)

区 分	令 和 3 年 度			令 和 2 年 度		
	金 額	対前年度 増 減 額	対前年度 増 減 率	金 額	対前年度 増 減 額	対前年度 増 減 率
議 会 費	3,892,488	△ 51,832	△ 1.3	3,944,320	△ 335,548	△ 7.8
会 館 費	36,224,905	693,463	2.0	35,531,442	△ 356,337	△ 1.0
土 地 管 理 費	330,702	194,012	141.9	136,690	△ 3,688,641	△ 96.4
建 物 管 理 費	28,505	△ 383	△ 1.3	28,888	△ 429,685	△ 93.7
事 務 費	7,078,757	225,918	3.3	6,852,839	△ 60,516	△ 0.9
尚 歯 会 費	3,489,365	△ 12,280,849	△ 77.9	15,770,214	614,514	4.1
団 体 福 祉 費	10,054,976	△ 267,771	△ 2.6	10,322,747	△ 1,420,585	△ 12.1
そ の 他 福 祉 費	4,657,000	4,657,000	皆増	0	0	-
基 金 造 成 費	10,001,000	10,001,000	皆増	0	△ 29,846	皆減
雑 支 出	120,000	△ 250,000	△ 67.6	370,000	△ 308,000	△ 45.4
議 員 選 挙 費	0	0	-	0	△ 4,243,918	皆減
合 計	75,877,698	2,920,558	4.0	72,957,140	△ 10,258,562	△ 12.3

以下、主な項目について述べる。

「議会費」は議会運営費、議員報酬等で、389万円となっており、前年度とほぼ同額である。

「会館費」は各会館等の指定管理料等で、3,622万円となっており、前年度に比べ69万円（2.0%）増加している。これは主として、指定管理料の増による。

なお、指定管理料は3,597万円であるが、人件費（常勤統括管理責任者1名と副館長及び各施設担当者計6名の体制）及び維持管理費（光熱水費、消耗品、定期清掃、機械警備、設備点検等）が3,407万円と、修繕費174万円と備品購入費15万円である。

「土地管理費」は区有地の保全に要する経費等で33万円となっており、前年度に比べ19万円（141.9%）増加している。

「建物管理費」は会館の維持管理費等で2万円となっており、前年度とほぼ同額である。

「事務費」は財産区事務職員の報酬、賃金及び需用費等で、707万円となっており前年度とほぼ同額である。

「尚歯会費」は尚歯会事業の契約解除料で348万円となっており、前年度に比べ1,228万円（77.



9%) 減少している。これは主として尚齒会事業の見直しをしたことによる需要費の減による。

「団体福祉費」は財産区住民の福祉向上を図ることを目的として魚崎財産区団体等助成要綱に定められた団体に対する助成金で、1,005万円となっており、前年度に比べ26万円（2.6%）減少している。

「その他福祉費」は、基金造成費で、465万円となっており、前年度から皆増しているが、上記審査意見のとおり、「基金造成費」において一括して支出すべきである。

「基金造成費」は債券運用益を基金に積み立てるもので、1,000万円となっており、前年度から皆増している。

「雑支出」は寄付金等で、12万円となっており、前年度に比べ25万円（67.6%）減少している。これは主として、うはらの盆夏まつりが中止になったことによる寄付金の減による。

#### 4 財産の状況

財産の状況をみると、第4表のとおりである。

### 第 4 表 主 な 財 産 の 状 況

#### 1. 土地及び建物

(単位 面積：㎡、比率：%)

区 分		令 和 3 年 度 末			令 和 2 年 度 末			
		面 積	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率	面 積	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率	
土 地	区 有 地	23,362.76	0.00	0.0	23,362.76	0.00	0.0	
	共 有 地	818,143.56のうち 持分2/4	409,071.79	0.00	0.0	409,071.79	0.00	0.0
		4,880.00のうち 持分2/7	1,394.29	0.00	0.0	1,394.29	0.00	0.0
		2,847.42のうち持分 9,316/100,000	265.27	0.00	0.0	265.27	0.00	0.0
	計	434,094.11	0.00	0.0	434,094.11	0.00	0.0	
建 物		2,324.89	0.00	0.0	2,324.89	0.00	0.0	

「土地」は財産区有地及び共有地で、「建物」は各会館等である。

#### 2. 基金

(単位 金額：千円、比率：%)

区 分		令 和 3 年 度 末			令 和 2 年 度 末		
		金 額	対前年度 増 減 額	対前年度 増 減 率	金 額	対前年度 増 減 額	対前年度 増 減 率
基 金		1,630,806	△ 575	△ 0.0	1,631,381	△ 1,755	△ 0.1

「基金」は16億3,080万円であり、前年度に比べ57万円(0.0%)の減である。